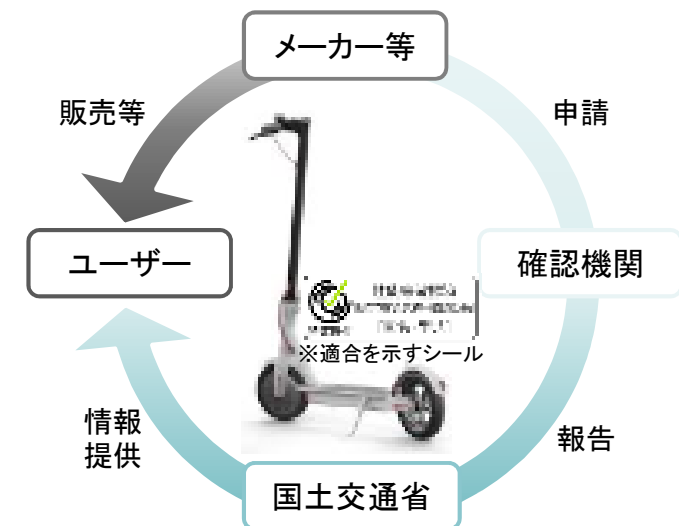


- 安全な特定小型原動機付自転車等の普及のためには、関係省庁等とも連携しつつ、基準に適合しない「不適合品」の流通防止を図ることが重要
- このため、基準適合性確認制度を創設したほか、市場サーベイランスを実施

基準適合性確認制度

- 確認機関は、特定小型原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等を確認
- 確認を受けた特定小型原動機付自転車には、特別な表示(シール)を貼付
- 国土交通省は、確認を受けた特定小型原動機付自転車について、車名、型式、外観、製作者等の情報をリスト化し、ホームページで公表
 - 本制度により、これまでに59車種の基準適合を確認(令和6年5月31日現在)
- 令和7年1月から定格出力0.6kw以下を確認機関において測定開始



市場サーベイランス

- 市場抜取によるサーベイランスを実施し、基準不適合が確認された車種について、事業者等に対して改善等を指導
 - 本制度により、これまでに33車種についてサーベイランスを実施し、不適合の14車種を公表(令和6年5月31日現在)
 - 不適合の14車種のうち4車種については改善措置済み、残りの10車種については事業者等が対応中

一般原動機付自転車の性能等確認制度

- 令和6年10月に制度創設、令和7年からの運用開始を目標に取り組む
- 性能等確認機関が設備等に応じて、確認する車両の範囲を限定する方向で検討
例:最高速度50km/h以下に限る 等